公 示 日:2025年4月2日(水)

調達管理番号: 25a00093

国 名:コンゴ民主共和国・ザンビア共和国

担 当 部 署: 人間開発部保健第一グループ保健第二チーム

調 達 件 名:コンゴ民主共和国・ザンビア国ウイルス性出血熱の早期探知・警

戒・対応に向けたワンヘルスサーベイランス強化プロジェクト詳

細計画策定調査(評価分析)

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引 としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目 不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2025年5月下旬から2025年8月中旬

(2) 業務人月: 1.43

(3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

5日 28日 5日

※留意事項:現地業務のうち、3日程度、コンゴ民主共和国クウィル州を想定。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通

じて行います。 (https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8 D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5 %AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別 添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.h tml

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前 までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- → 評価結果の通知: 2025 年 4 月 25 日(金)までに個別通知
 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

業務実施の基本方針
 業務実施上のバックアップ体制
 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

(4) その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	コンゴ民主共和国、ザンビア及びアフリカ
	諸国
語学の種類	英語(仏語ができれば望ましい)

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属 元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めま せん。

(2) 必要予防接種: 黄熱

コンゴ民主共和国及びザンビア(黄熱に感染する危険のある国からの渡航者: コンゴ民主共和国からザンビアに入国する場合)への入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

ウイルス性出血熱は、発生頻度こそ比較的低いものの、発生した場合の重篤さが非常に高く、社会や経済に与える影響も甚大である。これらの疾患は、感染者の高い致死率や急速な感染拡大の可能性があるため、公衆衛生上の重大な脅威とされ、社会・経済活動を停滞させる要因となり得る。したがって、ウイルス性出血熱を迅速に探知し、対応する体制を整備し、社会的・経済的な影響を最小限に抑えることは、国際的な公衆衛生の観点からも非常に重要である。

コンゴ民主共和国(以下、「コンゴ民」)では、エボラウイルス病のアウトブレイクは 1976 年以降過去 15 回1を数えるなど、熱帯雨林気候や急速な森林伐採等による気候変動の影響等、感染症のアウトブレイクが起こりやすい要素を複合的に有している。広大な国土を有する一方で、ガバナンス体制は脆弱であり、感染症の対応能力は十分ではない。ザンビアは、エイズや結核をはじめとした感染症が依然として死亡理由の主要因となっており、コンゴ民を始め国境を接する国から常時、新興・再興感染症流入が起きている。現時点ではザンビアにおいてヒトへの感染事例が確認されていないウイルス性出血熱・マールブルグ病に関し、国内の洞窟に生息するコウモリからウイルスが検出される等、いつアウトブレイクが起きてもおかしくない状況にあり、当局は洞窟の周辺で積極的疫学調

The Democratic Republic of Congo declares the end of 15th Ebola outbreak. WHO AFRO

査を行う等、危機感を高めている。

コンゴ民の現行の国家開発戦略計画(2019-22年・最新)では、5本柱の1つとして人的資本強化、すなわち保健システム強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成が目指されており、優先分野の一つとして感染症対策や疫学サーベイランス、健康安全保障が挙げられている。また、「国家保健・福祉開発計画(PNDS-PS 2024 – 2033)」においても、引き続き UHC 達成を目指し、国民の罹患率・死亡率の減少、健康安全保障などを目標とし、健康危機に対する保健システムの強靭性強化や、地域保健に焦点を当てたプライマリヘルスケアアプローチによる質の高い保健サービスの改善などが、基本方針として掲げられている。ザンビアでは「国家保健戦略計画(NHSP 2022-2026)」において、健康で生産的な国民の国を目指し、優先政策として、感染症やPHC 強化等が掲げられている。

このような各国の疾病構造や政策的優先度を踏まえ、我が国は SATREPS 「ア フリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」(2019-2024) や前身 SATREPS「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の調査研究プロ ジェクト」(ザンビアのみ)を通じて、マールブルグウイルス及びクリミア・コ ンゴ出血熱ウイルス等の検出及び血清疫学調査方法を開発し、浸潤状況を確認 する等、感染症の探知能力強化を行った。加えて、エボラウイルス病及びマール ブルグウイルス病については、迅速診断キットを開発し、エボラウイルス病(ザ イール株) については、QuickNavi™—Ebola (デンカ株式会社と北海道大学の共 同研究、以下「キット」という)が臨床検体での評価及び医薬品医療機器総合機 構(PMDA)による日本国内の製造販売承認に至った。さらに、コンゴ民主共和 国保健省による同国での使用承認を取り付けた2他(2024 年 6 月 21 日~5 年 間)、ザンビアでは一定数のキットをザンビア国立公衆衛生研究所(ZNPHI)に 配置することに合意する等、感染症の対応能力強化を行った。加えて、人獣共通 感染症への対策にはワンヘルス・アプローチが重要とされているが、同事業では、 人や動物の健康、環境といった分野をまたいだ関係者と会合を行う等して、合同 サーベイランスをはじめ具体的な連携を促進した。

本事業では、コンゴ民及びザンビアの高リスク地域の病院にキットを配置し、 出血熱の早期探知・警戒・対応にかかる実証を行う。また事業において開発した 検査や診断法に関し、SOP、研修教材、症例定義等をまとめ、ガイドラインを作 成し、ワークフローへの組み込みを目指す。更に事業期間を通じて、対象国外を 含め出血熱疑いが発生する際は、迅速診断キットの活用を試み、成果の発信を行

4

² エボラウイルス抗原迅速診断キット「クイックナビ™—Ebola」の コンゴ民主共和国における 国内使用許可取得のお知らせ (2024年8月22日付、デンカ株式会社、国立大学法人 北海道大

う。このような取り組みを通じて、コンゴ民・ザンビアや周辺国において出血熱 が発生した際の迅速かつ適切な対応体制構築を支援する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2025年5月下旬~2025年6月上旬)
 - ① 要請書・関連報告書等の資料·情報の収集·分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
 - ② コンゴ民・ザンビア側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。
 - ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
 - ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務(2025年6月中旬~2025年7月中旬)
 - ① JICAコンゴ民・ザンビア事務所等との打合せに参加する。
 - ② コンゴ民・ザンビア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の 目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力 し、議事録を作成する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織

- (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
- (b) 人員体制
- (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
- (d) 予算規模、内訳、予算獲得·配賦の仕組み
- エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(WHO、世界銀行、米国疾病 予防センター(CDC)、Africa CDC、NGO等)の活動動向、連携の可能 性
- ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D: Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文及び仏文) 及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文及び仏文)の 作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課 題別の指標例及び代表的教訓レファレンス³を踏まえ、主担当としての検 討及び取りまとめを行う。
- ⑥実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦担当分野に係る調査結果をJICAコンゴ民・ザンビア事務所等に報告する。
- (3) 整理業務(2025年7月下旬~2025年8月上旬)
 - ①報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成

³ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェ クト - JICA

する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年8月15日(金)までに提出。

次の①~②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

紛争影響国・地域と通常地域での業務人月にそれぞれの単価をかけて合計する形で計上ください。

【例】3号、業務人月5.22、(うち紛争影響国・地域2.00)であれば、以下の通りとなります。

1. 報酬総額

紛争影響国・地域分 3, 160 千円/月×2.00 人月=6, 320 千円 通常地域分 2, 251 千円×3.22 人月(全体の人月から紛争影響国・地域分人月を 差し引いた値) +1,622 千円=8,870,220 円 合計 15,190,220 円

(2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等 の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってく ださい。

(3) その他留意事項

【ザンビア】

1) 査証:日本国籍者は、ザンビア入国に際し、本邦で査証を取得する必要はありません。到着空港で、1年間で30日間の滞在を上限として、ビジネスビザが発給されます。入国審査時に入国スタンプとともに付与されるため、特に手続きは必要ありません。なお、1年間で通算30日間以上の滞在が必要となる場合は、ザンビアにて一時的労働許可証(Temporary Employment Permit)あるいは労働許可証(Employment Permit/Diplomatic Permit)を取得する必要があります。

【コンゴ民】

- 1) 一般旅券での渡航に当たっては、在京コンゴ民大使館及び在京コンゴ共和国 大使館での査証申請手続きにおいて必要となる招聘レター作成のため、以下 の情報を速やかにコンゴ民事務所に提出してください。
 - ①旅券の顔写真ページ(写)、②旅程(または航空券アイテナリ)、③渡 航目的、④渡航者の所属と役職名

2) 現地行動規範

- ① 事前準備
 - ・ 安全対策マニュアルを入手(JICA 国別安全対策情報ページから取得可) し、渡航者全員が熟読しておく。
 - JICA の国別安全対策情報 | JICA について JICA
 - · 渡航先の治安状況、渡航可否に係る事務所確認を行う。

② 到着後

- 到着後、事務所にて滞在中の予定・滞在先の確認を行う。
- ・ 事務所担当に旅券・査証のコピーを渡す。
- · 安全ブリーフィングを受ける。

③ 行動規制

- · 行動は可能な限り複数名で行うことが望ましい。
- ・ 銃声、爆発音、デモ、集会などを目(耳)にした場合、決して近づかず、その場を離れる等、自身の安全確保を試みる。その上で、直ちに事務所安全対策担当に連絡する。
- ・ 軍・警察関連の施設・設備や車列、空港等の写真撮影は控える。そ

の他の場所でもカウンターパートや運転手に写真撮影の可否を事前に確認する。

- ・ 滞在中における地方への移動・国外への渡航に関しては、事前に事 務所安全対策担当に連絡する。
- · 日没後の外出は、必要最小限に留め、不要不急の外出は控える。
- ・ 都市間の移動開始・完了後は、事務所安全対策担当に携帯電話(携帯メールでも可)で連絡を行う。移動開始時に次回の連絡予定時刻を合わせて連絡する。

④ 通信手段

- ・ 通信手段(地上波携帯電話、衛星携帯電話)を常に携行する。
- ・ 常に携帯電話で連絡が取れる状況にしておくこと。放電、盗難など がないように注意する。

⑤ 移動手段

- ・ キンシャサ市内における移動手段は原則としてレンタカー、公用車、自家用車のみ可とする。徒歩移動、バス、流しのタクシー、バイク、 鉄道の利用は禁止。ただし、Hotel Pullman 付近のコンゴ川岸とインフラユニットの間、及びその周辺地域においては特例としてジョギング・ウォーキング可(当該地域までは車で移動)。携帯電話は必ず携行し、女性は複数名もしくは運転手同伴が望ましい。なお業務の都合上、車を降りての現地踏査が必要となる場合の安全対策措置は個別に検討するため、事前に余裕を持って事務所に相談する。
- ・ 乗車後はすぐに鍵をかけ、後部座席に乗車する場合でもシートベルトを必ず締めること。
- ・ 窓は極力開けず、換気用に開ける場合も指が入る程度までとし、全開しない(渋滞 や信号待ちの場面では、泥棒やストリート・チルドレン(シェゲ)の格好のターゲット になりやすい)。
- ・ 都市間移動を伴う場合は、必ずコンボイ(複数車両)で移動する。 コンボイの車列はお互いが目視できる距離であることを確認しつ つ移動する(但し、別途「安全対策措置」にて単独車両で走行可能 な地域を定めており、契約後要確認)。
- 新しいレンタカー運転手の場合は、下記を徹底させる。
 - 1 に安全、2 に慎重、速度違反と事故は絶対に許さない。時間

厳守。

- 最高速度は、市街地 60km/h、舗装路 100km/h、未舗装路 80 km/h とする。
- 走行記録(Carnet de Bords)を必ず付け、毎日最後のサービス時に走行距離を確認し、苗字を漢字楷書でサインする(安全管理に加え、運転手による不正防止が目的)。
- 関係者が乗車し、動き出す前に必ず施錠。走行中の携帯電話は禁止。
- 目的地に着いたら、施錠したまま、エンジンを停止する。
- 使用開始の際には、フロントガラスの見やすい位置に Délégation de la JICA の紙を貼り付けてあることを確認。ない 場合は事務所に申し出て受領する。
- ・ 警官に停止を求められた場合は、基本的には運転手に対応させる。 正規の警官のみならず、制服を着用した偽の警官による犯罪があり 得るので、注意する。
- ・ 警官に旅券の提示を求められた場合は、コピーを見せる。どうしてもオリジナルを見せなければならない場合には、窓を閉めたまま窓越しに見せ、警官には渡さない。問題が解決しない場合は、事務所安全対策担当に連絡する。可能であれば運転手に警官の職位と氏名を確認させる。

⑥ 空港利用

【到着時】

- 飛行機を降りたら、バスでターミナルに移動する。
- ・ 税関(X線)を通過する際、バゲージ・クレーム・タグで、一つ一つ 荷物の所有者確認 が行われるので、手元に用意しておく。

【出国時】

- ・ キンシャサ市内中心部からンジリ国際空港への道路は、日によって 極度の交通渋滞が発生するため、十分余裕を持ってフライト予定時 刻の 4 時間前には空港に向けてキンシャサ市内中心部を出発すること。
- ・ ンジリ国際空港出発時のキンシャサ市税及び航空税支払い時に 2 枚のチケット(市税は白:納税証明書、緑:領収書、航空税は白:納

税証明書、ピンク:領収書)が手交されるので、必ず受領する(1 枚しか手渡されない場合は、必ず 2 枚あるはずだと主張し、受領する。納税証明書(白、各 1 枚)の市税分は出国審査カウンターにて、航空税 分は搭乗時に回収される)。

⑦ コンゴ民国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,500 円/泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 6 月 14 日~7 月 11 日 (ザンビア→コンゴ民→ザンビアを想定、後半は JICA 調査団員と共に行動) を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間先行して現地調査 (コンゴ民・ザンビア) の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 技術参与(北海道大学所属)
- エ) 技術参与(厚生労働省推薦)
- オ) 評価分析(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA コンゴ民・ザンビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間に ついては、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:英語⇔仏語の通訳を提供(コンゴ民のみ)
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団 員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるア

ポイント取り付けが必要となる場合があります。

- カ) 執務スペースの提供:なし
- キ) 衛星携帯の貸与:あり(コンゴ民は必須、ザンビアは出張先により事務 所へ相談)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第二チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - 要請書
 - 案件概要表 (案)
 - 事業完了報告書

本業務に関連した以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・前身案件①: ODA 見える化サイト・ザンビア「アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」(2013年6月~2018年5月) アフリカにおけるウィルス性人獣共通感染症の調査研究プロジェクト」 ODA 見える化サイト
- ・前身案件②: ODA 見える化サイト・コンゴ民・ザンビア「アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」(2019 年 6 月~2024年9月、事業事前評価表、プロジェクトニュース他)アフリカにおけるウイルス性人獣共通感染症の疫学に関する研究」ODA 見える化サイト

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コンゴ民・ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中に

おける安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後 は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこち らを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/202403 08.html

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf) の趣旨を念頭に 業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談 窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲 等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることが できない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められ た方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上